

「障がい者医療証更新用同封ビラ（食事あり）ほか1点 印刷」 仕様書

1 帳票名	①障がい者医療証更新用同封ビラ（食事あり）
2 数量	13,800 枚
3 規格	A4
4 紙質	上質紙 坪量64 g/m ² （四六版 55kg）
5 刷色	両面印刷 表：1色(黒色) 裏：1色(黒色)
6 製本・加工	表題を外側にして巻き三つ折り後に半折
7 入稿方法	データ支給(Microsoft Word作成) (受注者(業者)によるデータ入力あり。フォント変更、レイアウト構成あり)。※原稿は昨年作成分のため、内容に変更あり。入稿は、契約締結後すぐに行う。
8 納入場所	本市委託先業者（契約締結後すぐに別途通知）
9 納入期限	令和7年9月30日
10 主管担当	530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪役所内 4階 福祉局生活福祉部保険年金課(医療助成グループ) 中西 電話 06-6208-7971
11 校正	主管担当2回
12 梱包方法	100枚ごとに帯封し、ダンボール箱詰めすること。 梱包した上面には、内容物をわかりやすくするために帳票名を記入、幅の広い方の側面に「帳票名・数量・納入年月・製造業者名」を記入すること。
13 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市グリーン調達方針」 (http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html) 別表の「(1) 紙類」及び「(21-2) 印刷」の【判断基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。 ただし、【判断の基準】<共通事項>「(1) 紙類」に関する部分は適用しないものとする。 ・ 契約後すみやかに別紙「資材確認票」、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を本市担当者へ提出し、承認を得ること。 ・ 納品時に別紙「資材確認票」をサンプル紙、出荷確認表とともに本市担当者へ提出すること。 ・ 納品日については、事前に担当に確認すること。 ・ 本格作製の前に、テスト分（3枚）を「10 主管担当」へ納品し、承認後に本格作製を行うこと。 ※テスト納品分の費用については、受注者の負担とすること。（テスト納品分は数量に含まない。） ・ 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は「10 主管担当」に確認するものとする。 ・ 落札業者は、当帳票作成の際に知りえた情報を外部に漏洩しないように注意すること。 ・ 納入の際は大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること。（別紙特記仕様書添付） ・ 職員等に公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。（別紙特記仕様書添付） ・ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱を遵守すること。（別紙特記仕様書添付） ・ 車高2.1mを超える車両を使用して市役所本庁舎へ荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入日時・搬入先・搬入出に使用する「車種」及び「色」・「車両番号」・「車高」を実行日の3日前（3日前が土日祝の場合は、実行日直前の担当開庁日）までに担当へ報告すること。ただし、車高が2.8mを超える車両での搬入等については、地下駐車場を利用できません。 ・ 著作権は、本市に帰属する。 ・ 業者決定後速やかに、本案件の見積積算となる内訳明細書を担当へ提出すること。 ・ 大阪市生成AI利用ガイドラインを遵守すること。（別紙特記仕様書添付）

「障がい者医療証更新用同封ビラ（食事あり）ほか1点 印刷」 仕様書

1 帳票名	②障がい者医療証更新用同封ビラ（食事なし）
2 数量	29,600 枚

※「3.規格」、「4.紙質」、「5.刷色」、「6.製本・加工」、「7.入稿方法」、「8.納入場所」、「9.納入期限」、「10.主管担当」、「11.校正」、「12.梱包方法」、「13.その他」については、①と同様の記載となるため、省略する。

新しい障がい者医療証に関するご案内

【食事あり】



- ◎ 新しい医療証（オレンジ色）は令和6年11月1日から有効です。
現在お持ちの医療証（うぐいす色）は令和6年11月から使えませんが、細かく切るなどして処分してください。
- ◎ 大阪府内の医療機関などで保険診療を受ける時は、必ず医療証を医療機関に提示してください。
大阪府内の医療機関などで医療証を提示して診療を受けた場合にご負担いただく額は、1医療機関ごとに、入院・通院それぞれ1日あたり最大500円です。なお、入院時の室料の差額、紹介状なしで大病院を受診したことにより発生した費用など、保険診療に含まれないものは助成の対象になりません。
大阪府外の医療機関などで診療を受けるときは、いったん自己負担額をお支払いのうえ、払い戻しの申請をしてください。
- ◎ 他の公費負担制度で医療証などの交付を受けている場合は、そちらも医療機関に必ず提示してください。
人工透析やパーキンソン病、精神疾患等の治療を受けている方などのうち、他の公費負担医療制度（特定医療・特定疾病療養・自立支援医療等）の対象になる方については、まずそちらの制度の適用を受けていただきますようお願いいたします。
- ◎ 次のときは、必ず医療証発行元の区役所の医療助成担当に届けてください。
 - ・ お持ちの障がい者手帳などの障がい等級が変わったとき
 - ・ 標準負担額減額の認定が受けられなくなり、入院時食事代の助成対象外になったとき
 - ・ 生活保護を受けたとき
 - ・ 住所や加入している健康保険など、お届け内容に変更があったとき
 - ・ 交通事故など第三者の行為による負傷で医療証を使用して治療を受けたとき
- ◎ 資格がなくなっても医療証を使用したときは、その助成額を返金していただきますので、特にご注意ください。
- ◎ 入院や高額となる診療を受ける際は、加入する健康保険から交付される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療証と併せて医療機関に提示いただくか、マイナンバーカードの健康保険証利用によるオンライン資格確認を受けてください。
- ◎ 医療費助成にかかる費用は、大阪市と大阪府の負担でまかなわれています。
日々の健康を心がけ、診療費が高くなる時間外や休日の受診はできるだけ避けましょう。また、病院のかけもち（重複受診）はやめましょう。

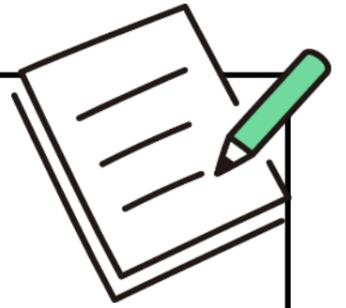
◆入院時食事代の助成を受ける際にお守りいただきたいこと◆

- ・ 「入院時食事代 助成証明書」は、障がい者医療証から切り離さないでください。
- ・ 助成の対象となるのは標準負担額減額後の入院時食事代の自己負担額です。
- ・ 入院時生活療養費における居住費の助成は行っておりません。
- ・ 入院時食事代の助成を受けるためには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示またはオンライン資格確認により入院時食事代の自己負担額が減額されている必要があります。
- ・ 急な入院などで標準負担額減額の認定が受けられない場合は、医療機関では減額前の入院時食事代の自己負担額を一旦お支払いいただき、後日、減額後の自己負担額について払い戻しの申請を行ってください。

医療費の償還払いについて

複数の医療機関を受診したことなどによって、同一月の一部自己負担額が3,000円を超えたときや、大阪府外の医療機関などで助成を受けられずに受診した場合は、払い戻しを受けることができます。

払い戻しを申請される場合



●手続きに必要なもの ◆は必須、◇は内容によって必要になるもの

◆大阪市医療助成費支給申請書

◆病院・薬局などの領収書原本（受診者名、保険点数などの記載があるもの）

◆振込先が確認できるもの（金融機関の預金通帳の写しなど口座番号や口座名義等が確認できるもの）

◇健康保険等から発行される支給（決定）通知（ご加入の健康保険等から療養費等の支給を受けた場合）

※他の公費助成制度から支給を受けた場合は、支給額が分かるものの写し

◇医師の意見書と装着証明書（小児弱視の治療用眼鏡の場合は作成指示書）の写し（治療用装具や小児弱視の治療用眼鏡を作成した場合）

◇病院などから発行される明細書（入院にかかる費用を支払った場合）

◇健康保険から発行される限度額適用・標準負担額減額認定証の写し（限度額適用・標準負担額減額認定証の交付がない場合は所得区分照会にかかる回答書）（入院時食事代を申請する場合）

●申請期限

払い戻しの申請期限は、代金を支払った日の翌日から5年を経過するまでです。

払い戻しの対象となるのは、保険診療が適用された医療費です。全額（10割）をご負担されていて健康保険から療養費の支給を受けていない場合や、健康保険で高額療養費など療養費の支給が受けられる場合は、先にご加入の健康保険へ療養費の申請を行っていただく必要がありますが、健康保険への療養費の申請期限は代金を支払った日の翌日から2年を経過するまでですので、ご注意ください。

●申請先（上記の「手続きに必要なもの」を郵送してください）※窓口での受付はございません。

大阪市医療助成費等償還事務センター

〒530-0035 大阪市北区同心1-5-27 大阪市北区北総合福祉センター3階

自動償還について

同一月の一部自己負担額が3,000円を超えた場合、一度申請があれば、申請を受け付けた月の診療分以降の超過分から申請なしに自動的に払い戻しを行っています。ただし、大阪府外の医療機関などで受診した場合や、受給者番号が変更になった場合等は、自動償還の対象となりませんので、償還事務センターへ払い戻し申請をしてください。

お問い合わせ先

●資格に関することは、お住まいの区の保健福祉センター医療助成担当

（開庁時間）月曜日～木曜日 9:00～17:30 金曜日 9:00～19:00（※土日・祝日、年末年始除く）

区名	電話番号	区名	電話番号	区名	電話番号	区名	電話番号	区名	電話番号
きた北	6313-9857	にし西	6532-9857	にしよどがわ西淀川	6478-9954	あさひ旭	6957-9857	すみよし住吉	6694-9859
みやこじま都島	6882-9857	みなと港	6576-9857	よどがわ淀川	6308-9857	じょうとう城東	6930-9065	ひがしすみよし東住吉	4399-9857
ふくしま福島	6464-9857	だいしょう大正	4394-9857	ひがしよどがわ東淀川	4809-9856	つるみ鶴見	6915-9857	ひらの平野	4302-9857
このはな此花	6466-9857	てんのうじ天王寺	6774-9857	ひがしなり東成	6977-9857	あべの阿倍野	6622-9857	にしなり西成	6659-9824
ちゅうおう中央	6267-9867	なにわ浪速	6647-9897	いくの生野	6715-9857	すみのえ住之江	6682-9857		

●医療費の払い戻しに関することは、大阪市医療助成費等償還事務センター

（電話番号）06-6351-8200（ファクシミリ）06-6351-8220 までお問い合わせください。

あたらしょうしゃいりょうしょうかんあんない 新しい障がい者医療証に関するご案内

【食事なし】

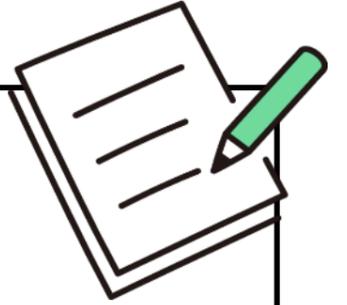


- ◎ **新しい医療証（オレンジ色）は令和6年11月1日から有効です。**
げんざい も いりょうしょう いりょうしょう いろ れいわ ねん がつ にち ゆうこう
現在お持ちの医療証（うぐいす色）は令和6年11月以降使用できませんので、細かく切るなどして処分してください。
- ◎ **大阪府内の医療機関などで保険診療を受ける時は、必ず医療証を医療機関に提示してください。**
おおさかふない いりょうきかん ほけんしんりょう う とし かなら いりょうしょう いりょうきかん ていじ
大阪府内の医療機関などで医療証を提示して診療を受けた場合にご負担いただく額は、1医療機関ごとに、入院・通院それぞれ
1日あたり最大500円です。なお、入院時の室料の差額、紹介状なしで大病院を受診したことにより発生した費用など、保険
しんりょう ふく じょせい たいしょう
診療に含まれないものは助成の対象になりません。
おおさかふがい いりょうきかん しんりょう う じこふたんがく しはら はら ちど しんせい
大阪府外の医療機関などで診療を受けるときは、いったん自己負担額をお支払いのうえ、払い戻しの申請をしてください。
- ◎ **他の公費負担制度で医療証などの交付を受けている場合は、そちらも医療機関に必ず提示してください。**
た こうひふたんせいど いりょうしょう こうふ う ばあい いりょうきかん かなら ていじ
じんこうとうせき びょう せいしんしっかんとう ちりょう う かた た こうひふたんいりょうせいど とくていりょう とくていしつべいりょうよう
人工透析やパーキンソン病、精神疾患等の治療を受けている方などのうち、他の公費負担医療制度（**特定医療・特定疾病療養・**
じりつしえんいりょうとう たいしょう かた せいど てきょう う ねが
自立支援医療等）の対象になる方については、まずそちらの制度の適用を受けていただきますようお願いいたします。
- ◎ **次のときは、必ず医療証発行元の区役所の保健福祉センター医療助成担当に届けてください。**
 - お持ちの障がい者手帳などの障がい等級が変わったとき
 - 特定医療費（指定難病）受給者証または特定疾患医療受給者証の有効期間が過ぎたとき
 - 生活保護を受けたとき • 住所や加入している健康保険など、お届け内容に変更があったとき
 - 交通事故など第三者の行為による負傷で医療証を使用して治療を受けたとき
- ◎ **資格がなくなっても医療証を使用したときは、その助成額を返金していただきますので、特にご注意ください。**
- ◎ **入院や高額となる診療を受ける際は、加入する健康保険から交付される「限度額適用（・標準負担額減額）認定証」を
医療証と併せて医療機関に提示いただくか、マイナンバーカードの健康保険証利用によるオンライン資格確認を受けて
ください。**
- ◎ **入院時食事代の助成を受けることができる場合があります。**
しんたいしょう しゃてちょう きゅう りょういくてちょう しんたいしょう しゃてちょう きゅうおよ りょういくてちょう
「**身体障がい者手帳1・2級**」「**療育手帳A**」「**身体障がい者手帳3～6級及び療育手帳B1**」のいずれかの交付を受けてい
るかた かにゅう けんこうほけん ひょうじゅんふたんがくけんがく にんてい う かた にゅういん じょくじだい じこふたんぶぶん
る方で、加入している健康保険から標準負担額減額の認定を受けることができる方は入院時の食事代の自己負担部分についても
じょせい う がいとう かた にゅういん じょくじだい じょせい きぼう かた いりょうしょうはっこうもと くやくしょ ほけんふくし
助成を受けることができます。**該当する方で入院時食事代の助成をご希望の方は、医療証発行元の区役所の保健福祉センター
医療助成担当までお問い合わせください。**
- ◎ **医療費助成にかかる費用は、大阪市と大阪府の負担でまかなわれています。**
ひび けんこう こころ しんりょうひ たか じかんがい きゅうじつ じゅしん さ びょういん ちようふくじゅしん
日々の健康を心がけ、診療費が高くなる時間外や休日の受診はできるだけ避けましょう。また、病院のかけもち（重複受診）
はやめましょう。

医療費の償還払いについて

複数の医療機関を受診したことなどによって、同一月の一部自己負担額が3,000円を超えたときや、大阪府外の医療機関などで助成を受けられずに受診した場合は、払い戻しを受けることができます。

払い戻しを申請される場合



●手続きに必要なもの ◆は必須、◇は内容によって必要になるもの

◆大阪市医療助成費支給申請書

◆病院・薬局などの領収書原本（受診者名、保険点数などの記載があるもの）

◆振込先が確認できるもの（金融機関の預金通帳の写しなど口座番号や口座名義等が確認できるもの）

◇健康保険等から発行される支給（決定）通知（ご加入の健康保険等から療養費等の支給を受けた場合）

※他の公費負担制度から支給を受けた場合は、支給額が分かるものの写し

◇医師の意見書と装着証明書（小児弱視の治療用眼鏡の場合は作成指示書）の写し（治療用装具や小児弱視の治療用眼鏡を作成した場合）

◇病院などから発行される明細書（入院にかかる費用を支払った場合）

◇健康保険から発行される限度額適用・標準負担額減額認定証の写し（限度額適用・標準負担額減額認定証の交付がない場合は所得区分照会にかかる回答書）（入院時食事代の助成資格がある方で、食事代を申請する場合）

●申請期限

払い戻しの申請期限は、代金を支払った日の翌日から5年を経過するまでです。

払い戻しの対象となるのは、保険診療が適用された医療費です。全額（10割）をご負担されていて健康保険から療養費の支給を受けていない場合や、健康保険で高額療養費など療養費の支給が受けられる場合は、先にご加入の健康保険へ療養費の申請を行っていただく必要がありますが、健康保険への療養費の申請期限は代金を支払った日の翌日から2年を経過するまでですので、ご注意ください。

●申請先（上記の「手続きに必要なもの」を郵送してください）※窓口での受付はございません。

大阪市医療助成費等償還事務センター

〒530-0035 大阪市北区同心1-5-27 大阪市北区北総合福祉センター3階

自動償還について

同一月の一部自己負担額が3,000円を超えた場合、一度申請があれば、申請を受け付けた月の診療分以降の超過分から申請なしに自動的に払い戻しを行っています。ただし、大阪府外の医療機関などで受診した場合や、受給者番号が変更になった場合等は、自動償還の対象となりませんので、償還事務センターへ払い戻しの申請をしてください。

お問い合わせ先

●資格に関することは、お住まいの区の保健福祉センター医療助成担当

（開庁時間）月曜日～木曜日 9:00～17:30 金曜日 9:00～19:00（※土日・祝日、年末年始除く）

区名	電話番号	区名	電話番号	区名	電話番号	区名	電話番号	区名	電話番号
きた北	6313-9857	にし西	6532-9857	にしよどがわ西淀川	6478-9954	あさひ旭	6957-9857	すみよし住吉	6694-9859
みやこじま都島	6882-9857	みなと港	6576-9857	よどがわ淀川	6308-9857	じょうとう城東	6930-9065	ひがしすみよし東住吉	4399-9857
ふくしま福島	6464-9857	たいしょう大正	4394-9857	ひがしよどがわ東淀川	4809-9856	つるみ鶴見	6915-9857	ひらの平野	4302-9857
このはな此花	6466-9857	てんのうじ天王寺	6774-9857	ひがしなり東成	6977-9857	あべの阿倍野	6622-9857	にしなり西成	6659-9824
ちゅうおう中央	6267-9867	なにわ浪速	6647-9897	いくの生野	6715-9857	すみのえ住之江	6682-9857		

●医療費の払い戻しに関することは、大阪市医療助成費等償還事務センター

（電話番号）06-6351-8200（ファクシミリ）06-6351-8220 までお問い合わせください。

作成年月日： 年 月 日

御中

件名： _____

資 材 確 認 票

(会社名) _____

() 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。(契約時)

() 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。(納品時)

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市 グリーン 調達方針 適合有無	備考
用紙	本文						
	表紙						
	見返し						
	カバー						
インキ類							
加工	製本加工						
	表面加工						
	その他加工						
その他							

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

注1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。

注3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

資材確認票の様式（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

件名： _____

資 材 確 認 票

〇〇印刷株式会社

- (○) 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。(契約時)
 () 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。(納品時)

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市グリーン調達方針適合有無	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	●●製紙／●●	○	総合評価値 90
	表紙	○	A	コート紙	●●製紙／●●	○	
	見返し	○	A	上質紙	●●製紙／●●	○	総合評価値 85
	カバー	—	—				
インキ類		○	A	平版インキ	●●インキ／●●	○	
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	●●化学／●●	○	
	表面加工	○	A	OPニス	●●化学／●●	○	
	その他加工	—	—				
その他							

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
AまたはBランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

注1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。

注3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

作成年月日： 年 月 日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

会社名：

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

工程	実現	基準（要求内容）	
製版	はい/いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。	
刷版	はい/いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。	
印刷	オフセット	はい/いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等のVOCの発生抑制策を講じている。
		はい/いいえ/該当なし	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあつては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい/いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
	デジタル	はい/いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい/いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
表面加工 該当：あり/なし	はい/いいえ	⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。	
	はい/いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。	
製本加工 該当：あり/なし	はい/いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。	
	はい/いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。	

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

〇〇印刷株式会社

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

工程	実現	基準（要求内容）
製版	はい/いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版	はい/いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフセット はい/いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等のVOCの発生抑制策を講じている。
	はい/いいえ/該当なし	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあつては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。
	はい/いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
	デジタル はい/いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
デジタル はい/いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。	
表面加工 該当：あり/なし	はい/いいえ	⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。
表面加工 該当：あり/なし	はい/いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
製本加工 該当：あり/なし	はい/いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
製本加工 該当：あり/なし	はい/いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

（条例の遵守）【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること